

令和3年8月27日

保護者様

松阪市教育委員会

「三重県緊急事態宣言」を踏まえた小中学校における対応へのご協力をお願い

平素は松阪市の教育活動及び感染症対策にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、三重県では8月以降新規感染者が急増し、8月20日から9月12日まで「三重県まん延防止等重点措置」を適用することとし、松阪市については「特に重点措置を講じる区域」に指定されました。その後、県下ではさらに感染が拡大し、8月27日から9月12日まで「三重県緊急事態措置」が適用されることとなりました。

今般、松阪市においても過去最高の感染者数を記録、またそれを更新する状況があり、予断を許さない厳しい状況です。

児童生徒が登校を再開するにあたり、学校においては引き続き感染防止対策の徹底を図ってまいります。家庭内で感染が拡大している傾向がみられることを踏まえ、各ご家庭において下記につきまして改めてご協力をお願いします。

記

- 1 引き続きお子さんの朝の検温及び健康観察をお願いします。また、当面の間、同居家族の方について発熱等風邪症状の有無について学校の健康観察カード等に記録をお願いします。
- 2 お子さんに発熱等風邪症状がある場合には自宅で休養させることはもとより、風邪症状や体調の変化があった場合や日頃の体調と比べて少しでもおかしいと思われる症状があればできる限り早期に医療機関に相談するか、医療機関を受診するようお願いします。
- 3 同居家族に発熱等風邪症状が見られる場合は、お子さんの登校を控えるようお願いします。また、家庭内でもマスクを着用したり、別室があれば家族とは別室で過ごしたりする等の対策をお願いします。
- 4 お子さんが濃厚接触者等となった場合はもとより、同居の家族の方が濃厚接触者等となった場合は、健康観察の期間が終了するまで（又は陰性が確認できるまで）お子さんは自宅で待機するとともに学校に連絡をお願いします。
- 5 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、お子さんを登校させることに不安がある場合は学校にご相談ください。
なお、上記2～5においてお子さんを欠席させる場合は「出席しなくてもよい日」とします。
- 6 分散登校を実施している学校で、お子さんが登校しない日について、証明が必要な場合は教育委員会学校教育課（53-4388）にご連絡ください。

家庭等から学校に、学校から家庭等にウイルスを「持ち込まない」、「広げない」よう、引き続き、一人ひとりの基本的な感染対策と健康管理の徹底を図り感染拡大防止に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。